

平成22年 11月 企画総務常任委員会

世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第二十三号

平成二十二年十一月二十九日（月曜日）

場 所 第一委員会室

出席委員（十名）

委員長	宍戸のりお
副委員長	市川康憲
	上島よしもり
	菅沼つとむ
	平塚敬二
	すがややすこ
	桜井 稔
	竹村津絵
	田中優子
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	渡部弘行
調査係主任主事	佐々木崇

出席説明員

副区長	平谷憲明
-----	------

政策経営部

部長	金澤博志
政策企画課長	小田桐庸文
財政課長	岩本 康

総務部

部長 堀 恵子

総務課長 宮内孝男

人事課長 尾崎眞也

財務部

部長 霧生秋夫

経理課長 岡田 篤

課税課長 中里 忍

選挙管理委員会事務局

事務局長 杉野憲三

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 議案審査

- ・ 議案第九十二号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第九十三号 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例
- ・ 議員提出議案第五号 世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例

2. 報告事項

- (1) 平成二十三年当初予算編成及び政策点検の実施状況について
- (2) その他

3. 請願の継続審査について

4. 閉会中の特定事件審査（調査）事項について

5. 協議事項

- (1) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前九時五十八分開議

○宍戸 委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

○宍戸 委員長 本日は、議案の審査等を行います。

それでは、議案の審査に入ります。

まず、議案第九十二号「職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎尾崎 人事課長 それでは、議案第九十二号「職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件は、心身の故障により長期の休暇を繰り返す職員に対し、公務の適正かつ能率的な運営を図るため、新たに休職期間を通算する制度を設けるとともに、規定の整備を図るため提出させていただいたものでございます。

恐れ入ります、裏面をごらんいただきたいと思います。改正の内容でございますが、病気休職から復帰した後一年以内に再び同一の疾病により勤務につくことができなくなった場合は、前回の病気休職期間を通算するという条項を第四項に新たに加えるとともに、文言の整理など規定の整備を図るものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆桜井 委員 もうちょっと詳しく教えてほしいんですけども、一年以内に再び同じような疾病にかかった場合に通算されるということですよ。これは前に聞いたと

きは、今までは一年以内にもしまた疾病が繰り返される場合はどういうことから始まるということで、通算されないで、またゼロから始まっていくということの説明でしたよね。どういう仕組みが変わるのか、その辺、もうちょっと詳しく教えてください。

◎尾崎 人事課長 病気になって仕事につけなくなった場合につきましては、まず有給の病気休暇、いわゆる病欠と一般に言っておるものですけれども、これが九十日ございます。九十日の間に治って職務に復帰できない場合は、有給そのものが九十日までしかございませんので、今度は制度としての休職という制度に切りかえて、引き続き休み出す。その休職期間というのは、通算して三年を限度として休職という制度が認められているものです。

通常、今までの例で申しますと、休職に入っていて復帰するに当たっては、医師の診断をもとに判断いたしてまいりまして、それは人事課のほうからも職員が医師に直接会って確認した上で、復職が適当である、大丈夫だというときに、休職を明けて職務につくという形になっていました。ですから、もう大丈夫だろうと医者も判断しているという前提のもとで復職させるわけですので、通常勤務につけると。

万が一、それが例えば半年後にまた病気が悪化、ぶり返してというふうになった場合も、今までの制度だと、また病欠というんですか、病気休暇の九十日からスタートしてというふうな形をとっていたんですけれども、今回の改正については、復帰した後一年以内に、また同一疾病でもって勤務につくことができないような状態になって休職と判断したときは、前回の復職までの期間を通算して考える、こういうふうに改めるものでございます。

◆桜井 委員 そうすると、これは病気ですから、本人の都合というか、体調とかそういうのがあるんでしょうけれども、また一年以内に再発してしまうことが繰り返されているということなんですが、もう一つ聞きたいのは、この条例を改正する意味な

んですよね。この改正する理由をもう一回詳しく教えてほしいんですけども、何の理由でこれを改正するのかということをお教えください。

◎尾崎 人事課長 私たち職員は通常職務に専念する義務が当然ございます。勤務につくのが当然のことで、それに基づいて給料を払っているというか、もらっているという形ですので、それが大前提。ただ、一定の病気とかで公務につけない状態が生じる場合はございますので、それはそれぞれの制度として、病気休暇であったり、病気休職であったり、身分を担保されるような制度が幾つかございます。病気休職の制度というのは、有給、無給も含めまして、三年間は職務につけなくても身分としては保障する制度でございますので、心身のどこか体が悪ければ、三年の間にそれを治して、本来の職務に専念できるような状態に戻りなさい、その猶予は三年を限度に与えているというのがこの制度の趣旨です。

当然前提として医者の診断と先ほど申しましたので、完全に治ったから大丈夫というふうに出るのが前提なんですけれども、それを繰り返して、御破算にしてまたゼロから通算して、引き続き三年間というような形がこの制度の本来の趣旨かどうかというところから考えまして、同一疾病で一年以内で勤務につけないような状況が再発するのであれば、それは通算して、通常の三年以内に治して働けるように、きちっと体を治して出勤しなさいというその限度、制度の趣旨に一番合った形で今回改正したいというものです。

◆桜井 委員 本人の身分を保障するというのならば、これは今までの制度でいいと思うんですけども、今回の改正の理由が「公務の適正かつ能率的な運営を図るため」と書いているんですが、この意味がわかるようでわからないんですよ。「公務の適正かつ能率的な運営を図る」、雇う側の立場に立って見れば、公務の適正、なお能率的な運営ということの理屈なんだろうけれども、本人の側にすれば、身分の保障でいえば、これは今までの制度でいいんですが、なぜこういう能率的な運営を図ることがこ

れで可能なのかどうなのか、これが意味がわからないんです。通算を延ばすことによって能率的な運営が図れるんですか、どうですか、その辺を教えてください。

◎尾崎 人事課長 公務の適正というのは、先ほどご説明させていただいたような、本来働くのが当然で、それが病気で働けない状況にあっては、一定期間を限って保障しますよという制度です。それが本来の趣旨であるならば、例えばまたゼロ換算して、要するに働けない状態がマックスで三年というものが、それが下手をすると、これが五年、六年続くという状態を、ご本人もそうですけれども、職場自体がそういう不安定な状態に置かれるということも含めて、公務の能率的かつ適正な安定を妨げるといえますか、より適正、効率的にするために改正するという趣旨でございます。

◆桜井 委員 最後でいいですが、職場の不安定さを解消するために、こういう病気休職になっている人は、そういう能率的な運営に支障を来すような発言なんだけれども、職員の身分を保障するということからすれば、これは余りにもひどい言い方じゃないかなと思うんですよね。もうちょっといろいろ言えば、結局、今職員を減らす中で、そういう病気になる方がふえている中で、それでなおかつこういう病気休職という保障があるのに、それが職場の能率的な運営に支障を来すような障害の対象だなんていうのは、それは余りにも雇う側が横暴過ぎますよ、そういう言い方はひど過ぎますよ。

◎尾崎 人事課長 職場の不安定なというのは一例で挙げた例でございますけれども、実際、現象面として不安定な状態にあることも確かなんです。まず、今回の制度の大きな流れとしましては、前回も申し上げましたけれども、一つは、総務省、国のほうの制度の徹底という大きな流れがございます。それは国のレベルの中での通知でございますけれども、あわせて地方自治体も同様に徹底を図りたいという流れに乗って、昨年、東京都が条例化に踏み切り、今、各区がそれぞれ動いている、こういう

流れに乗って行っているもので、制度の本来の趣旨とすれば、先ほど申し上げましたとおりの流れでございます。

◆ 菅沼 委員 今、共産党の桜井幹事長が言ったのは、今までどおりでいいという話なんだけれども、実際に九十日と三年間の中でトータルしてやるときに、じゃ、三年で、例えば一週間出てきたといえは、これは身分はずうっといられるんだよね。

◎尾崎 人事課長 極端な例ですけれども、今までの制度上でいえばそういうことになります。

◆ 菅沼 委員 本来は三年間できちんと体を治して出ていただくという努力をするのは、これは当たり前の話なんだから、それが今までどおりなんて、こんなのは中小零細の民間会社の人たちが聞いたら怒ると思いますよ。意見です。

◆竹村 委員 今のご議論の中で、公務の適正かつ能率的な運営を図るためというのが今回の通算制度導入の目的ということですが、もちろん制度を明確にしていくことは必要だというふうに考えておりますけれども、今議論の中でも、その一方で、公務の適正かつ能率的な運営を図るために一番重要なのは、やはり職員がみんな健康で職場で働き続けていけることだというふうに考えています。

今、全国的に特に精神的な疾患が非常にふえているという中では、もし治したい、それからお医者さんもこれでいいでしょうということで一度復帰したときに、やっぱり職場環境がそれが本当に治っていくのを支援する、そういう体制がないと、またということは、特にメンタルなものは考えられるというふうに思うんですね。そのための支援ということをしっかりしていただきたいと思うのですが、それは何か考えていらっしゃるでしょうか。

◎尾崎 人事課長 医師の診断をもとに復帰ができそうだというふうな話が出た場合に、その時間が来ましたので、いきなり職場にどうぞというふうなスタイルはとっておりません。これは休職の制度の中の話ですけれども、大体一カ月ぐらい前から復帰訓練というふうな形で、それは職場とも相談して、例えば最初の一週間は二時間なり午前中なり出てきて、だんだん体をならしていく。それに合うような仕事も、職場のほうで用意して徐々にならして行って、ちょうど休職期間が切れるときに復帰できるようなプログラムを組んでおります。

ことしからは、さらにそれのもう少し重症というところがあるんですが、丁寧にといいことで、リワークグループと申しまして、民間の会社でそういう訓練を割と専門的にやってくれるところがあるので、復帰できる中で、復帰できそうで、通常の職場復帰訓練だと少し心配だというような場合は、そちらのほうで、さらにその手前から訓練をやっていただいて、それで職場の復帰訓練のほうにつなげるというふうな方法もとるようにしております。

◆田中 委員 このように改正するということが出てきたその背景には、やはりこの制度が三年をどんどん繰り返すということがあったからなんだろうなと思うわけですが、実際把握されている世田谷区でのそういう事例というのは何件ぐらい、あるいは何回というか、最長何年になってしまっているとか、そういう事例を具体的に教えていただけますか。

◎尾崎 人事課長 ちょっとデータでは持っておりませんが、まずほとんどない。それで、やはりメンタル的なところでそうなるケースというのが、年にじゃなくて、こここのところ何年かで数件あるか。ただ、そうなった場合は、また三年というよりも、ご自身が復帰し切れないうふうなご判断で退職を希望されるケースもございました。

◆すがや 委員 二十三区の動きをもうちょっと詳細に教えてください。

◎尾崎 人事課長 この通算するかしないかという扱いは、どっちかというところ、今までは各区のそれぞれの判断になっているところが多いので、世田谷みたいに通算しないで、もう一回ゼロカウントというところもあれば、今までも通算するというふうにしているところもございます。実際に条例化をしてきているのは、今回の世田谷で二区目です。これからどう動いてくるかというのは各区の判断です。

それで、世田谷の場合は、今まで通算していなかったものをしますよとやるからには、条例にきちっと根拠を持っておいたほうがいいだろうということで、今回条例化をお願いしているわけですが、各区の判断で、その考え方というか運用でやっているところもございますし、それがどう動いてくるかは、これから各区の動きかなと思います。

◆市川 委員 一つ確認したいんですけども、先ほどの議論の中で、共産党さんのほうから、要するに職員を削減してきている、そのために一人一人の職員に対する仕事が過重になってきているんだと。だから、心疾患を初め病気にかかる職員がふえてきている。したがって、職員をふやすべきであるという、そういう議論が出てきたりしていますよね。その辺、職員を削減してきている状況が、ある意味では病欠あるいは心疾患を起こしているんだというその辺の認識は、区はどのように考えていらっしゃるんですか。

◎尾崎 人事課長 いろいろ時代の流れといいますか、今の大きくりの世相みたいなところで、確かにストレスの多い社会になってきているんだらうというふうな感じは持っておりますけれども、日々の公務の仕事のやり方と病気というのが直線的に結びつくものではないとは思っております。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞお願いします。

◆桜井 委員 我が党は、この議案第九十二号に反対いたします。

今言われましたけれども、区が職員を減らす中で、心の病になって休む方がふえております。今回の病気休暇・休職制度は、職員の身分を保障するものでありますが、それを改悪するものでありますので、反対であります。そして、なおかつ本当に職場の能率的な運営を図るのであれば、やっぱり職員をふやすということを要望しておきます。

◆すがや 委員 この条例に賛成いたします。

今の質疑の中で、他区でも条例の判断で実際に通算することをやっているところもあるということですが、世田谷区は他区に先駆けて条例化し、明確化したということについては評価したいと思います。

それから、復帰される方の支援プログラムについては、今後もしっかり取り組んでくださいということをお願いします。

◆竹村 委員 今質問でご答弁をいただきました。復帰のための訓練ですとか、民間のプログラムも活用して復帰支援を行っているということですので、今後、さらに職場環境を整えていくことを要望いたしまして、賛成いたします。

◆田中 委員 反対意見の中に、職員の身分を保障する制度の改悪という言葉もあつたんですが、私はそうは思いませんで、やはり三年という民間に比べれば十分に恵まれた手厚い環境の中で、公務員は守られていると。その中で最大限の努力をしてもらって、どうしても適応できない状況であるということは、本来、税金で給与が支払われている中で本当に働きができるのかという、そここのところに戻ってくると思うんですね。ですから、やはりきちんと働ける職場環境とご本人の体調と、それから復帰プ

プログラムをしっかりとした上で、充実した公務の適正かつ能率的な運営ということを求めたいと思います。

もともとは、もちろん私は自殺対策とかメンタルなものは十分に対策をとってほしいということは一貫して言ってきたので、その点については、さらに必要なものを支援していただきたい、そういうことを申し述べまして、この条例改正には賛成いたします。

○宍戸 委員長 これより採決に入ります。採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宍戸 委員長 挙手多数と認めます。よって議案第九十二号は原案どおり可決と決定いたしました。

○宍戸 委員長 次に、議案第九十三号「世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎中里 課税課長 それでは、議案第九十三号「世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本件は、地方税法の改正に伴いまして、区民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族に関する情報の収集について規定の整備を図るため、条例を改正するものでございます。

内容でございますが、平成二十二年度より、子ども手当や高校授業料無償化の制度が開始されたことに伴いまして、十五歳以下の者の扶養控除及び十六歳から十八歳ま

での者の特定扶養控除の上乗せ分が、区民税では平成二十四年度から、所得税では平成二十三年分から廃止されることとなっております。

そのことによりまして、現在、所得税法の規定に基づく扶養控除等申告書によって情報収集しております給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族の情報のうち、所得税法では十五歳以下の親族の情報を収集することが不要となります。しかし、住民税には非課税限度額制度がありまして、その判定には扶養控除の対象にならなくなった十五歳以下の親族を含む人数等の情報が必要となります。そのため、引き続きこれまでと同じ方法で十五歳以下の親族を含む扶養親族の情報を把握できるようにするため、特別区税条例に根拠となる規定を設けるものでございます。

新たに規定する条文は、二ページ、三ページにお示ししているとおりでございます。

四ページをお開きいただきたいと思います。施行期日でございますが、平成二十三年一月一日から施行するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第九十三号は原案どおり可決と決定いたしました。

○宍戸 委員長 次に、議員提出議案第五号「世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案者の説明を求めます。

◆すがや 委員 この条例は、世田谷区選挙管理委員の報酬を月額から日額に改める必要がありましたので、提出したものです。

裏面を見ていただきたいんですけども、今まで選挙管理委員の報酬、委員長は月額二十八万七千円、委員長職務代理者が月額二十四万九千円、委員は月額二十三万八千円、補充員は日額八千五百円となっているものを、委員長を日額三万五千円、委員を日額三万円、補充員を日額八千五百円にするものです。

よろしく願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞお願いいたします。

◆桜井 委員 これは去年も出されて、そのときは議会のほうの決議ということになったんですが、去年からことしになって変わった理由は何かあるんでしょうか。

◆すがや 委員 去年の報酬審の意見からということで去年は、大津地裁の判決ですとかそういった動きがある中で、神奈川県知事が月額から日額化にすることを表明したりとかという動きがある中での決議だったり、その後の報酬審の意見書だったと思うんですね。それから一年間ぐらいの中で、各自治体もかなり動きが出てきているという流れがあります。あと、これは議場でも申し上げたんですが、大津地裁の判決の

後の二審判決がありまして、それでもやはり月額は違法であるという判断が出ているんですね。そういったことを踏まえて、そういうことがこの一年間で変わったことかなというふうに考えています。

◆桜井 委員 わかりました。そういう二審判決があったということや、あと、議場では新宿区がやったというのを言っていたんですが、そういう変化がある中で、去年も出されたときに、これは行政委員のことだから、区で決めていただくことだから、区の報酬審にかけてもらうということで決議を上げたんです。その間に、また二審判決とか幾つかの区で始めたということがある中で、それは民主党さんの考えなんだろうと思うんだけど、そういうことであるからこそ、なぜ区にもう一度考えていただくということをしなかったのか、なぜ突然議会で決めてしまうというような方向にしたのか、その辺の違いは何が大きな違いがあるんですか、教えてください。

◆すがや 委員 それは、私たちもこの間、いろいろ議論をしてくる中で、決算委員会や、この間の代表質問の中でも区側に質問をしてきているわけですね。そういう動きはないんでしょうかというような質問をさせていただいているんですけども、区側の答弁では前向きな答弁はなかったということを私たちの会派では考えています。それを受けて、やはりここは議員提出議案として出さなければ前へ一歩踏み出せないということ考えたので、今回条例提案をさせていただきました。

◆桜井 委員 今区側と言いましたけれども、今、区のほうも一応報酬審の意見を聞こうということで、報酬審の皆さんの意見を聞いた上で判断しているということなんですが、民主党さん側は報酬審の専門家の方々に意見を聞くということはされたんですか。

◆すがや 委員 今回、条例改正するに当たり、先ほども、この一年間の動きの中で、他の自治体でもいろいろ動きが出てきているということをおし上げたんですけど

も、例えば、具体的には新宿区で九月に条例改正を行ったということがあるんですね。その条例改正をするきっかけとなったのは、区民の方々からのご意見があった、陳情があったということで、そういう条例改正をするに至ったということになっているんです。

そういうわけで、私たちも区内の各団体の方々に緊急アンケートをとり、ご意見をいただきました。一応区民の方からご意見をいただきたいということで、いただいた中では、これは議場でも申し上げたとおり、回答のあったすべての団体から改正すべきだ、月額化にすべきだという回答がありましたので、それをもって、私たちは条例改正をする必要があるというふうに考えています。

◆桜井 委員 今の答弁は、区民からは聞いたけれども、専門家からは聞いていないという答弁ですから、ぜひ専門家に聞いていただいて、区も報酬審の皆さんの意見の上で、去年判断して進めてきたわけだから、議会もそういうことを求めたわけですから、それをなしに、一気に条例というのはいかがなものかという感じはします。区民から聞いたけれども、専門家から聞いていないということを今自分で答えたわけですから、民主党さん、ぜひ専門家に聞いた上でどういう判断をするかということをやったほうが、その辺は手続的には丁寧なことじゃないですか。質問は、いいよ。

◆田中 委員 議員提出議案の提出者の一人としてちょっと補足説明させていただきたいんですけども、報酬審の意見はもう聴取しているわけですよ。決議で報酬審にゆだねるということをして、そして去年の十二月二十二日現在の状態で、現在の月額を支払いは妥当なものだと思えるという判断が出ました。

しかしながら、そのときに、今後はというふうになっていて、この問題の契機となった滋賀県の住民訴訟に対する司法判断について注視するだけではなく、他自治体における動きについても参考とすることが必要であるという意見を出されているわけですね。このことはもう二審が出たわけですから、実際に普通の委員の月額報酬に関

しては違法だという判断が出ているわけですよ。専門家として報酬審にゆだねて、その報酬審の懇談会という形だったと思うんですが、そこでこのようにちゃんと意見を聴取しているというか、聞いているわけですよ。

私たちはそれを受けて、実際二審も出ている、そして他の自治体の動きも出ている、実際は全国で少なくとも十二道県が日額制にもう移行しています。こういう動きがあるにもかかわらず、区が動かないのはどういうことなんだということで、突然こんなものを出してきてということでもないですし、去年からの連綿とした動きがあるわけです。それにもかかわらず、報酬審懇談会の意見がこのように附則されていて、その動きが実際あるのに、区が動かないのはおかしいんじゃないですかという意味で、私たちのこの議員提出議案ということになったんです。先ほど桜井委員がおっしゃったこととこちらの受けとめ方というのは違うので、その点をご理解いただけたらと思います。

◆上島 委員 今現在、日額にしている自治体というのが十二道県あると今お話がありましたけれども、全国でどれぐらいあって、それで実際金額がどうなっているのかというのと、あわせて、今回の金額設定はどのように考えられたのかということをお教えいただきたいと思います。

◆すがや 委員 例えば福岡県では、これはちょっと幅があるんですけども、二万七千四百円から三万五千五百円という形で日額化したりですとか、それ以外にも高松市ですとか、札幌市は三万二千五百円だったかなという形で行っています。また、名古屋市では、これは市長提案で、来年二月をめどに、委員長とか委員とか関係なく三万五千元で一律に行うといったような他自治体の流れがあります。

ちなみに、新宿区は世田谷と同じで、今回、委員長が三万五千元、委員が日額三万円、そして補充員は日額三万円という形になっています。

◆上島 委員 今回の世田谷の金額設定の根拠を教えてください。

◆すがや 委員 今回の金額設定の根拠は、あくまでもさまざまな自治体の流れをいろいろ見て、それを踏まえてさまざま意見があったんですけれども、それを検討して、会派としてこの金額が妥当であるという判断をさせていただきました。

◆上島 委員 じゃ、別の質問なんですけれども、アンケートを実施されたということなんですが、対象者、また対象者数で、実際、アンケートの内容について教えていただきたいと思います。

◆すがや 委員 あくまでも緊急アンケートという形でしたので、今回は区内の福祉団体さんですとか産業団体さんを中心に百団体さんにアンケート調査をさせていただきました。その結果、お返事をいただいた団体が十団体ありまして、その十団体すべての団体さんが見直すべきだというようなご意見でした。

◆平塚 委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、この大津地裁の件なんですけど、これは結審はされたんですか。

◆すがや 委員 今のところ、まだ大阪高裁の判決が出ているだけで、その後、最高裁の判断があるのではないかというふうに思っています。

◆平塚 委員 係争中ということでもいいですか。

◆すがや 委員 はい。

◆上島 委員 たしかこの案件が世田谷区で議論された発端は、まさに大津地裁の裁判のことがあると思うんですけれども、この間、いろいろな判例というか判決が出てきていて、定まっていないというか、司法としての一定の判断がなされていないと思

うんですが、その辺の現在までの裁判の結果についてどのようにとらえて、今回の議案提出なのか教えていただきたいと思います。

◆すがや 委員 そもそも裁判となっているのは、地方自治法に違反するかしないかというところで多分争われていることであると思っていますけれども、基本的には地方自治法の中で原則日額とするということが書かれているわけですよ。その中で、今回の条例改正に関しては、要は月額にする場合は常勤並みの勤務実態があることを要件としているということで、今回はその地方自治法とずれているのではないかということで提案させていただいているという認識でお考えいただければと思っています。

◆上島 委員 ということは、違法だという考えで提出されているということなんですか。

◆すがや 委員 違法と判断された判決をもとに、今回条例提案していますので、そのように受け取っていただいて結構です。

◆[菅沼](#) 委員 アンケートの結果を本会議で聞いて、全団体が一〇〇%だという話を聞いて、普通は大体七・三とか八・二ぐらいでわからないとかああいうのが来るんだけれども、百団体出して十団体で、それでその十団体の意見だけを聞いてこういうものを出したと。それは百団体出したのなら、せめて五十団体とか四十団体ならわかるけれども、百のうち十ということは、これはアンケート調査になるのか、その辺はどうなんですか。

◆すがや 委員 私たちも、もうちょっと多くの団体さんですとかそういったところにもっと広くお声がけができれば、それはもちろんアンケートの精度としては高くなってくだろうというふうには考えておりますけれども、それはいろいろ会派の予算

の事情ですとか、時間的な問題ですとかそういったことで、今回百団体を選ばせていただいたということです。

◆ 菅沼 委員 それを聞いているんじゃないなくて、アンケート調査をやったことが悪いということじゃないんだけど、その中で、本会議でもご説明したように、戻ってきたところは一〇〇%賛成ですよということなので、百出して十のところ、それが決断の理由になるのということを聞いているわけです。

◆ すがや 委員 アンケート調査がすべての判断の理由ということではなくて、それは先ほど申し上げましたとおり、大津地裁に次ぐ大阪高裁の判断であったり、また、他自治体の動きであったり、そういったことをすべて踏まえて、一つの判断材料でアンケート結果があるというふうにお考えいただければと思います。

◆ 菅沼 委員 それと、本会議でも区のほうにさまざまなご質問をして、回答がなかったというお話がありましたよね。けれども、選管委員だとか、教育委員だとか、そういうものは区で決める話じゃなくて、自分たち独自で公平に判断するところでしょう。それなのに区のほうに言っている。はっきり言って、区なんて答弁できるわけがないじゃない。それなのにそれをやるというのは、その辺は本来間違いじゃないの。選管だとか教育委員会は独立的なあれなんだから、その辺はどうなの。

◆ すがや 委員 いろいろご議論はありましたけれども、そういうことで、今回、私たちは条例を提案させていただいたというふうにお考えいただければよいのではないかと思います。

◆ 上島 委員 いわゆる報酬審というのがございますよね。これはやっぱり行政委員であるとか、議員の仕事もそうなんですけれども、客観的にその仕事を見ていただいて、それでその金額を決めていくという報酬審議会があるわけですし、それを今回飛

び越えて、議会が報酬額を提案するというのは、報酬審をいわば否定するものとも思えることだと思うんですね。

先ほど報酬額についてもいろいろなものを勘案してというお言葉というか答弁でしたけれども、やはり金額を設定するというのは非常に重いことでもあると思うんですが、その辺、報酬審の存在についてどういうふうに考えて、こうやって議案提案されたのかというのはどうでしょうか。

◆すがや 委員 それは、先ほど田中委員からも答弁の中でありましたとおり、去年の報酬審の意見書の中でも、今後、行政委員の報酬についてはきちんと措置を図ることが必要だという意見が出ているわけですね。ということも踏まえまして、この一年間の流れがあるというふうに考えています。

ですから、金額の根拠ということで、上島委員がおっしゃるようなご意見もあると思うんですけれども、私たちの会派の中でもさまざまな意見がありましたし、そういったことを踏まえて、今回の金額設定をさせていただいているということでお考えいただければと思っています。

◆菅沼 委員 先ほど区のほうに質問して、区がきちんと動かなかったということは、逆に言うと、世田谷区の首長が、教育委員会も、選管の委員長も、議会に諮らなくて指名しろということだよ。それを言っているわけよ。基本的には議会の承認を得ながら、選管のほうも選挙でやり、それから、教育委員のほうも区長が出してくるんだけど、それで議会の賛成反対で、だめだったら、それが否決されるわけだから、はっきり言うと、その辺の独立したものを区に言うこと自体が本来はおかしな話なんだ。

◆すがや 委員 この件については、多分それぞれ皆さんいろいろお考えがあると思うんですけれども、例えば名古屋市とかでも市長側から提案されているといったよう

なこともありますので、それはそれぞれの議会ですとか議員さんのお考えによっていろんなパターンがあるのかなというふうには思っています。

◆ 菅沼 委員 じゃ、独立した機関の中で、教育委員会にはなぜ出してこないの。本来はセットで出してくるのが当たり前の話ですよ。

◆ すがや 委員 行政委員の報酬ということで考えれば、今やっぱりいろいろ考えなければいけないことであるというふうに思います。ただ、今回に関しては選挙管理委員会の報酬ということで考えています。それは、先ほどから申し上げておりますとおり、大津地裁から大阪高裁の判決といったような流れと、あと、各自治体のそれぞれの流れというものが背景にありますので、今回は選挙管理委員の報酬ということで条例改正提案をさせていただきました。

◆ 菅沼 委員 何か本会議で説明のやつと今の説明が全部食い違う、アンケートもそうだと思います。一応意見。

◆ 桜井 委員 確かに特別職の給与の問題とかそういうのは議会で決められるんですよ。ただ、特別職なんかでも人勧の意見とか、なおかつ報酬審の意見とかを聞いて判断した上で、議会での議決になっていますでしょう。今回のこれは、さっき専門家の意見を聞いていないということと同時に、去年の懇談会の意見の結論は、これまでどおりでいいということが結論だから、区はこれまでどおりにやっているわけです。

今回、それから一年でいろいろ変わったということであれば、専門家にそのことを含めてもう一度問うてみて、それでどういう判断をするかが大事なことじゃないの。それを全く抜きで、突然議会の条例提案でしょう。その辺は少し乱暴なやり方過ぎませんか、どうですか。

◆すがや 委員 いろいろお考えがあるとは思いますが、私たちの会派としては、去年の意見書からさまざまな状況が変わっている中で、今回条例改正提案をさせていただいていますということをお願いいたします。

◆市川 委員 この議論はかつてもした覚えがありまして、そのときに、報酬審の議論の経過、様子等も、たしか宮内総務課長さんが丁寧に状況説明していただいたんですけども、当時の報酬審での日額、月額、この辺の議論の経過がどのような状況だったのか、どうして月額に落ちついたのか、この辺をもう一回整理してお話ししていただけるとありがたいと思います。

◎宮内 総務課長 去年の経緯については、ただいま各委員のほうからいろいろご意見等がありましたけれども、二十一年の一月に全国で初めて大津地裁の判決が出て、これは滋賀県の行政委員全般について出された判断で、ご案内のとおり、大津地裁では違法である、大阪地裁でも違法であると。その後、去年の三月に、たしか議員提出議案という形でお出しになりました。結果的にはこれは否決になったんですが、六月の第二回定例会で決議という形で出されました。その際には、第三者機関の意見を聞いて判断すべきであるということでした。

それを受けまして、去年の八月に報酬審議会の委員懇談会という形で、各委員さんの意見を聞くということで五回ほど議論されました。その結論が去年の十二月に出されました。その中で、各委員さんからいろいろご意見が出されまして、総意といたしましては、大津地裁あるいは大阪高裁で出されたような判断、その中身につきましては、客観的に把握できる勤務日数といえますか、会議ですとか、あるいはいろんな研修ですとか、そういったものに参加した日数だけで判断するものではなくて、行政委員会というのは執行機関であると。いわゆる執行機関ですから、行政執行の権能、責任を負っているわけです。そういう執行機関を構成する各委員の職責というものは、単純に会議に参加した日数だけで推しはかるべきではなくて、それに参加するために、

事前にいろいろな調査であるとか、あるいは研修であるとか、客観的に把握できない状況もあるだろう。それから、行政委員会が執行機関である以上は、責任も当然継続的に負っている。そういったような状況を総合的に勘案すれば、世田谷区の行政委員の報酬は月額が妥当であるという意見が出されました。ただ、そういう意見も出されましたけれども、当時、裁判が継続中でしたので、そういった状況も踏まえて、あるいは他自治体の状況も踏まえて判断すべきであるというような状況になっておりました。

裁判はその後、ほかの自治体で幾つか出されております。最近でいえば、例えば愛知県あるいは兵庫県といったところも出されてきて、それで、大津地裁と、その当時の控訴を受けました大阪高裁はそれぞれ違法であるという判断を出しましたが、その後、練馬区あるいは東京都の選挙管理委員会、それと愛知県、兵庫県については、それぞれ判決がことし出されておきまして、これらにつきましては、すべて住民側の請求が棄却されている、合法であるという判断がなされています。

それで、なおかつ兵庫県の事案につきましては大阪高裁に継続しまして、同じ大阪高裁ですけれども、この間、大阪高裁については住民側の請求を棄却したというような状況になって、現在に至っております。

◆平塚 委員 今ご説明いただいてありがとうございます。

これは提出者に聞きたいんですけれども、今の内容を知った上で、あえて報酬審でさらに議論いただかなくて、議員提出議案として出した意味というのをもう一回教えていただきたいんです。

◆すがや 委員 先ほど来申し上げておりますとおり、去年の報酬審の意見書の後の大阪高裁の判決、それから、新宿区で同様の動きがあったと。それ以外にも他自治体でもさまざまな動きがあるということ踏まえての条例提案です。

◆平塚 委員 今逆に、大阪高裁は住民請求を棄却したわけですね。あと練馬、東京都、こういう判決が出ているというのをご存じでやったんですか。

◆すがや 委員 それは大津地裁から大阪高裁ですね。

◆平塚 委員 それが終わって、兵庫県から出たやつを大阪高裁で。

◆すがや 委員 大阪高裁の判決以外でも、それ以外の判断がさまざま出ているということは存じております。その中での条例提案です。

◆竹村 委員 先ほどの議論の中で、報酬審議会の委員懇談会の結果を受けてというところをもう少し確認したいと思うんですが、当時、これは懇談会から意見書という形でまとめが出された際に、とはいえ、この間、特別職や職員に関して公民較差を是正するという意味で給料を引き下げてきたことを、やはり選管の委員にも適用すべきだということで、引き下げをする条例改正を当初したと、九月の議会ですか、その後していますよね。

今回、また特別職報酬等審議会のほうから特別職の給与の引き下げを行いました、行政委員に対しての月額の部分で、今回、区長からご提案がなかったのはどういうお考えでご提案がなかったのでしょうか。

◎宮内 総務課長 報酬審条例でございますが、条例の中では、特別職の給料、それから区議会議員の月額報酬、それと政務調査費については、毎年、区長は報酬審議会の意見を聞かなければならないという定めがございます、聞いております。

ただ、行政委員につきましては、昨年委員懇談会の中で月額が妥当か日額が妥当かという議論とあわせて金額についてどうなのかという考え方も出ました。それとあわせて、さきの条例でも可決させていただきましたが、費用弁償の一律六千円が、これは実額弁償すべきだということで、この三つについて議論されたということでござ

います。

ただ、報酬審議会の諮問事項が、先ほど申しましたように条例に基づいた内容でございますので、この行政委員の金額の高い安いについてはこのときに議論されただけでございました。それが本来の諮問事項とはまた条例の範囲が違っておりますので、このたびの条例改正の提案の中では、行政委員の部分については出しておりません。

◆竹村 委員 金額について条例改正をしたと思うんです。ほかの特別職職員と同様に公民較差ということで引き下げてきたことを、この行政委員、選管委員にも適用するというので、これが報酬審のお考えだったかどうか、ちょっと記憶が、たしか報酬審の委員懇談会からの意見に基づいて、区長が条例改正を提案されて、若干の、本当に何千円かだったと思いますが、当時引き下げたはずなので、そのことを言っているんです。

◎宮内 総務課長 当時の報酬審議会委員懇談会の中で月額報酬について現行の額は、当時諮問事項で、それぞれ特別職、区議会議員の報酬について審議しておりましたので、その考え方を敷衍させて、このときに限って、行政委員の報酬について同じようなパーセンテージ、たしか二・五%だったと思うんですが、それを減額すべきだという考え方が出されて、条例提案したという経過でございます。

◆竹村 委員 ですから、条例の改正を提案するのは区長です。報酬審議会がそのような見解を出されているわけですから、であれば、今回も区長側からこの改正案が出てよかったのではないかと申し上げているんです。今回も引き下げましたよね。報酬審は職員と特別職に関することが範疇ですから、行政委員のことはもちろん今回出しません。だけれども、報酬審の前段の、昨年、委員懇談会に諮問ではないんですけれども、区長が意見を聞いたわけですよ。そのときに、公民較差を踏まえて同様にすることが妥当ではないかというご意見を踏まえて、昨年の秋には区長が

条例改正を提案されたわけですがけれども、今回の提案がなかったのはなぜかということを知っているんです。

◎宮内 総務課長 今回の議論は選管委員の報酬を日額か月額かということでございまして、今竹村委員からご指摘されたのは、それとはまた別のことなんでしょうか。

◆竹村 委員 別ではないと思います。要は報酬が妥当かどうかというところから日額か月額かという議論をしているわけですから、現在の報酬が妥当かどうかという観点での議論だと思います。

◎宮内 総務課長 前回の行政委員の報酬を二・五％下げたということにつきましては、それは諮問事項ではなくて、議会の決議を踏まえて、委員懇談会という会議体で議論した中で出てきた話でございます。今回の特別職あるいは議員の報酬月額、期末手当の改正につきましては、報酬審の中ではその議論は出ておりませんので、提案の中では出さなかった、そういう経過でございます。

◆田中 委員 今竹村委員がおっしゃっていたのは、つまり、今回私たちが提案しているのは月額を日額にというそれが主な趣旨なんですけれども、竹村委員がおっしゃっていたのと共通するその背景というのは、要するに、昨年、報酬審議会の委員懇談会という形でいろいろ審議、議論していただいて一定の回答が出てきたと。その中に、先ほどから申し上げていますがけれども、今後の司法判断もしっかり注視して考えなさいということと、他の自治体の動きもしっかり見て参考にしなさい、それが必要だという意見が附帯というか、その議論の中にきちんとあるわけですよ。そういうことを受けて、昨年、行政委員の報酬の二・五％引き下げということをしたにもかかわらず、さらに、この一年いろいろな動きがあるのに、ことしはなぜ行政は何もしていないんですかということだと思ってしまうんですよ。

その気持ちというか、その理由というか、そこに関しては、私たちの今回の条例改

正の提案というのは同じ気持ち、背景があって動いているわけなんですけれども、もちろん先ほど他自治体の裁判で違法ではないという判決が出ているのも確かに一方であります。だけれども、違法であるという判決が片方が出ていることと、あくまでもこれは裁判結果がすべてを縛るものではなくて、それぞれの自治体で考えていくべき話であります。

少なくとも全国知事会の行政改革プロジェクトチームというところが、ことしの七月に都道府県が自主的に見直すように求める中間報告というのを出しています。こうした動きも考えて、これだけいろんな動きがある中で行政側が何もしないということであれば、議会側として率先して出すことは、それこそが政治主導でもあり、区政の発展のためには不可欠だという思いがあつての今回の条例改正の提出なわけです。

ですから、先ほど来、専門家の意見を聞かないで無視するのかとか、乱暴であるとかいうご意見もあつたんですけれども、決してそういうことではなくて、議会としての政治的な判断というか、そういうところでのきちんとした動きも踏まえての提案であるということをぜひご理解いただきたいと思います。

◆ **菅沼** 委員 今田中委員が言ったことや何かは、本会議や何かでそれを言っているの。今議論が出てきたんじゃないの、そんなのはどこから出てきたの、説明者。

◆ **すがや** 委員 それは今質疑の中で聞かれたから答えただけだというふうに思いますけれども。

◆ **菅沼** 委員 たしか本会議のあれでも、そんなのは全然出てきていない話だよ。

◆ **すがや** 委員 本会議の中で申し上げたことは三点だと思っているんですけれども、田中委員が今おっしゃられたこととそう変わりはないです。詳しく答えてくださっただけの話です。

◆竹村 委員 ちょっと別の質問をさせていただきます。これは前回の提案のときにはご説明があったんですが、今回なかったので、ここで確認をしておきたいと思えますけれども、選挙管理委員の勤務の日数というか実態ということを、事務局長がいらっしゃると思いますので、もう一度確認をしたいと思います。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 定例会というのがございまして、月三回でございまして。それ以外に、選挙時等においては臨時会を必要に応じて開催するということがございまして。それから、定例会、臨時会以外に、全国あるいは特別区の連合会の会議とか、選挙管理委員会の協力団体である世田谷区明るい選挙推進協議会のいろいろな行事等もございまして。

年によってさまざまな面もございまして、そうしたことが大体二十回前後ございまして、例えば二十一年度でいきますと、年で定例会が三十六回、臨時会が四回、それ以外の会議といたしまして、委員長として二十七回、委員として十六回ございまして。回数で合計いたしますと、委員長については六十七回、委員については五十六回、月で平均いたしますと、委員長では月五・六回、委員では四・七回というような状況でございまして。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

◆上島 委員 私たちもこの課題については一定の考え方を持っておりますので、少し長くなりますけれども、意見を申し上げます。

世田谷区議会は、選管委員の報酬について、二十一年六月に、第三者機関の調査、意見を付した上で、区長の判断を求めるとした決議を上げまして、これを踏まえて、区側では報酬審懇談会に諮問されまして、十二月に出されましたその意見に従った長の判断を、平成二十二年の第一回定例会において報酬月額削減条例として全会一致

で可決しております。

その際の議会の議決、意思決定は大変重いものでありまして、極めて大きな状況変化、特段の事情変更が客観的に明白でなければ、この意思を変えるようなことはあってはならないというふうにも思います。三月の議会の意思決定から八カ月間にそのような劇的な変化があったかどうか、今回の質疑の中でも明らかにされませんでした。

また、新宿区が日額制に移行したということが入ってございましたけれども、他区が行ったことを理由に改正するならば、三月に区側から条例改正が提案された段階で、既に行っている他自治体の事例はあったわけでありまして、その時点で判断すべきであったものと私どもは考えております。

そして、選管委員は執行機関という位置づけであって、直接選挙の執行に当たっており、最近では名古屋市議会でのリコール問題でのことで大変重い職責を担っていることはおわかりだと思いますけれども、議会としてその職責の重さというものをこれまで認めてきたことから、今、ここで月額を日額に直ちに切りかえなければならないという必然性は弱いと考えております。

また、司法において行政委員の報酬のあり方に対する判断がいまだ定まっておりません。先ほど提案者からは違法という考えに基づいて今回の議案を提案されたということでございますけれども、やはり何といたっても最高裁の判決がこれから出されるのを待っても遅くなかったのではないかという感が否めません。

結論としては、今回の趣旨について課題提起として重く受けとめておりますが、適宜、適時、必要な改革は、我々としてもしっかりと行っていきたいと思っておりますけれども、今後はこの最高裁判決による確定判決や総務省の方針が示されるなどの特段の事情変更がなければ、これまでの議会意思を覆すには至らない、現在はそこまで至って

いないというふうに判断するものであって、よって自民党は本議案に反対をいたします。

◆桜井 委員 我が党は、この議員提出議案第五号をぜひ継続審議で扱っていただきたいということでもあります。

先ほど政治主導ということを言われました。違法、合法両方ある中で、判決ではなくて政治主導だということでもありますならば、なおさら議会での合意をとるということで、ぜひ提出者の側に、これは附則は二十三年一月一日から施行するとなっておりますが、これを延長してでも合意をとる上で、私どもは専門家の意見を聞くということはずごく大事だと思いますので、そういうのも含めて継続審議で扱っていただきたいということでもあります。

◆平塚 委員 今さまざまな議論がありましたけれども、まず一つには司法の結論が出ていない、まさに継続中であるということが一つ大きいと思います。また、それを議会のほうでも今回決めていることを変え得るに値するだけの理由がないというふうに思っています。また、報酬審にしっかりと諮問していない、それも一つの大きな理由であります。また、こういうことは本当に議会制度研究会とか基本条例の制定に向けた総論の中で議論をもっと深めていくべき問題であって、今、早急にここで決めるべき問題ではないと思っていますので、公明党としては反対とさせていただきます。

◆竹村 委員 前回、昨年三月の議会に同様の提案がなされたときに、生活者ネットワークは継続審議を要求いたしました。結果、継続にはならなかったのですが、その際に申し上げたのは、我々としても日額に改定していくということは必要な改革、取り組みだということだけれども、まだ金額の根拠など、これでいけるという提案内容ではないということで、さらにこれを深めていきたいということで継続を要求いたしました。

この間、提案者からもご説明があったように、その他の自治体の動きということが見えてまいりました。報酬審はこの行政委員の報酬について議論する場ではありません。前回の報酬審からの、いわば懇談会ですが、答申的なものを受けて、区長が本来判断するということがあったと思いますが、先ほども申し上げたように、区長側からは提案されることがなかったということで、今回提案されたことについて、生活者ネットワークは賛成をしたいと思います。

勤務実態と見合わない報酬を見直すべきということは、まさに今大きな民意だというふうに思います。これを改革していこうということが全国の自治体の流れの中にありまして、区長側が判断をしないのであれば、二元代表制の議会から提案権がありますので、提案することによってよいというふうに判断しています。

また、私たちは、正式なものではないですが、この間、区民の方のご意見も聞いてまいりました。それから、実際に選挙管理委員を経験された方からも勤務実態と照らしどうなのかということのご意見を伺いました。やはり日額が妥当であると、経験者からのご意見もありましたので、この条例には賛成をしたいと思います。

◆ひうち 委員 先ほど来出ておりましたように、昨年の一月に日額制について否決され、それを受けて、六月に行政委員会の報酬ということで、報酬審の意見を聞くという決議を議員提出議案で提出した流れがあります。それを受けて報酬審の意見を聞き、その中で裁判の動向を注視すべきと述べていることを考慮すれば、直ちに条例改正につながるものではないと考えます。

もちろんこの行政委員の月額報酬の適否についてはさまざまなご意見があることは承知しております。また、滋賀県を初め、東京、名古屋、神戸でも訴訟が提起されております。その中で、先ほども出ておりましたが、練馬区や東京都選挙管理委員会の東京地裁の判決、また、兵庫県の大阪高裁の判決、また、愛知県の名古屋地裁の判決など、地裁レベルでは月額による支払いは違法ではない旨の判断も出ており、この

ように裁判でも判断が分かれておりますので、最高裁の判断を待つてからでも遅くないとは思いますが。よって本案には反対いたします。

○宍戸 委員長 それでは、継続審査とのご意見がございましたので、まず本件の取り扱いとしての継続審査についてお諮りいたします。

本件を継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◆上島 委員 これは本議案を採決するわけですから、その中にきちっと平成二十三年一月一日から出てくるということですので、それは当然提案者の考え方もあるでしょうし、そう簡単にはいかないと思います。もしくはまた年内にやるんですか。

○宍戸 委員長 ご異議がございますので、継続審査とすることについての採決を挙手によって行います。

本件を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宍戸 委員長 挙手少数と認めます。よって本件を継続審査とすることは否決されました。

それでは、本件の賛否についてお諮りいたします。採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宍戸 委員長 挙手少数と認めます。よって議員提出議案第五号は否決と決定いたしました。

以上で議案の審査を終わります。

○宍戸 委員長 次に、2 報告事項の聴取に入ります。

(1)平成二十三年度当初予算編成及び政策点検の実施状況について、理事者の説明を願います。

◎岩本 財政課長 平成二十三年度当初予算編成及び政策点検の実施状況についてご報告申し上げます。

1 の主旨に記載がございますが、現在、平成二十三年度当初予算編成及び政策点検の取り組みを進めているところでございます。今回、各部に対し、新たな予算編成に係る取組み方針、また、政策点検については各部の点検結果をもとに総合的な調整に着手しているのです、その状況についてご報告するものでございます。

十一月十九日、部長会で庁内に周知した文書を別紙 1、別紙 2 でつけてございます。それぞれに基づきまして概要をご説明させていただければと思います。

まず別紙 1 をお開きください。十一月十九日付で、各部長にあてた文書となっております。ここでは、1 予算編成の状況でございます。

(1)歳出超過の状況で棒グラフを記載してございますが、丸の三つ目に記載のとおり、予算要求を締め切った結果、歳出が歳入を百四十七億円上回る状況となっているということでございます。

(2)では歳出超過の主な要因を記載してございます。丸の一つ目でございますが、生活保護等の社会保障費、また保育等子育て関連経費の伸びが想定を上回っている。また、丸の三つ目でございますが、予防接種、環境関連など、新たな施策展開に係る経費が反映されている。また、その他政策点検に基づく取り組み等がまだ予算見積もりに十分反映されていないといったような要因を掲げてございます。

裏面でございますが、2 取組み方針といたしまして、平成二十二年予算では百六

十七億円の基金繰り入れを計上してございます。現在の財政見通しにおいては、このような繰り入れ状況で推移をしますと、平成二十四年度には基金残高が過去最低である二百七十六億円まで減少するということを想定しております。こうした事態を回避するために、平成二十三年度予算フレームでは基金繰入額を百十五億円というふうに想定してございまして、今後ともこのフレームを基本としたいということでございます。こうした基金の繰り入れの抑制のため、下記の方針を庁内に示したものでございます。

(1)では、実施計画事業等について改めて見直しを行う。また、別途ご報告しますが、(2)以降では政策点検結果に基づく取り組みをお願いしてございます。また、(6)では公共施設の改築・改修や道路・公園等の整備に係る課題、(7)では備品の購入、(8)では施設維持管理等の一般需用費の縮減、また、その次のページになりますけれども、(11)では外郭団体に対する補助金等といったものについて、改めて見直しを各部をお願いしたところでございます。

予算編成に係る今後の対応については以上でございます。

◎小田桐 政策企画課長 続きますので、私のほうから別紙2についてご説明申し上げます。別紙2は「政策点検に基づく今後の取り組み」についてでございます。

各部から政策点検方針に基づいた点検結果を受けまして、現在、今後の取り組みについて、各部へ周知を図っているところでございます。

まずその内容でございますが、1重点的な調整を行いまして、今後取り組みを具体的に進めていく事業ということを、各部に周知徹底を図りました。先ほど財政課長からご説明がありましたが、現在の編成過程の中では大幅な財源不足が生じているという状況を受けて、さらに政策点検の重点的な課題をピックアップしようというねらいでございます。先ほど百四十七億円という数字が出ましたが、あくまでその数字は現在の編成過程の上での状況でございまして、この政策点検により財源を捻出する具体

的な目標としているわけではございません。各部からの点検結果を受けまして、政策点検方針に照らしまして、特に検討が必要だという事業をお示ししたものでございます。

具体的な資料をおつけしてございます。A3の資料をごらんいただければと思います。

左側の列、区分の欄にございます、まず上から申し上げますと、必要性・有効性・優先度の観点からの見直しといたしまして、政策経営部からは十六の項目をピックアップいたしまして、各担当部と今後調整に入りたいということで、庁内周知いたしました。

上から申し上げますと、ケーブルテレビによる動画広報に関する見直しとして、検討の方向性が右から三列目に書いてございますが、政策広報を「区のおしらせ」に集中して実施する方向で、休止も含めた検討ということで、今後担当課と協議していきたいと考えております。

二番目、包括外部監査につきましては休止し、内部統制機能の整理、検討、強化、こういったものを具体的に検討していきたい。

三点目、職員・教職員住宅等事業につきましては、教職員住宅の見直しを含めまして、事業のあり方等を検討するとしてございます。

敬老慶祝品につきましては、高齢者見守り事業を推進する一方で、七十七歳の慶祝品について廃止も含めた検討をしていきたいと考えております。

区立以外の小・中学生生活習慣病予防普及啓発事業につきましては、二十三年度に休止ができるかどうかということも含めて、必要性・効果を改めて検証してまいります。

子ども自立支援事業につきましては、同じく二十三年度の休止も含めて検討し、必要性・効果を改めて検証したいと考えております。

指定保養施設につきましては、民間による低価格等の事業の状況、提供の状況を踏まえまして、事業の休止も含めた検討をしてみたいと思っております。

高齢者紙おむつ支給事業・おむつ代助成金事業につきましては、支給基準のあり方を見直し、生活困窮者等への支給等に限定する方向で検討したいと思っております。

高齢者入浴券支給事業につきましては、対象者のあり方等を見直し、経費縮減の方向で検討したいと考えております。

飼い猫の不妊・去勢手術助成につきましては、飼い主がいない猫のみを継続するという方向性であり方を検討してみたいと思っております。

納税意識啓発物品につきましては、物品配布以外の啓発手法を検討してみたいと思っております。

国内自治体交流につきましては、現在、効果検証を踏まえて実証しているところがございますので、その検討を踏まえまして、今後のあり方を検討してみたいと考えております。

公衆便所につきましては、ユニバーサルデザインの視点の上から、改廃も含めて必要性等を検討してみたいと思っております。

環境行動DAYにつきましては、イベントのあり方、経費縮減の方向で多様な手法を検討すると思っております。

世田谷ボランティア協会事業助成補助金の交付につきましては、協会への支援のあり方を精査するというところで、経費縮減の方向で検討してみたいと思っております。

奨学資金等貸付につきましては、制度のあり方等を精査しまして、経費縮減の方向で検討してみたいと考えております。

以上が必要性・有効性・優先度の観点でございますので、続きまして、その下の事業の民間への転換、民間との重複の整理ということでございますが、上から、世田谷市民大学、総合支所で行っている生涯学習事業、それから、教育委員会で行っている同様の事業、高齢者いきがい講座等の高齢対策として行っている事業等につきましては、

二十三年度予算へ反映できるものと中長期の課題とに分けまして、可能な限り経費の縮減等を検討したいと考えております。

うたの広場事業の運営につきましては、ほかの事業と整理統合することも含めて検討してまいりたいと思っております。

イベント事業、区民まつり、花火大会、梅まつり等でございますが、事業のあり方、経費負担等を検討し、縮減の方向で精査をしたいと思っております。

次の保健福祉総合事業概要及び「世田谷の地域保健」の発行、これらにつきましては、保健福祉総合事業概要と「世田谷の地域保健」の発行の整理統合ができないかという観点でございますが、同様のPR、ご案内、そういった手法は多々ありまして、それらも含めての検討ということでございます。

最後に、その下の二つでございますが、民家園と郷土資料館、それから青年の家、池之上青少年会館、これらについては、それぞれの施設のあり方を検証した上で、効率化に向けた検討を行うということにしてございます。

恐れ入ります、裏面をごらんください。適正な利用者負担導入につきましては六項目を主な重点として掲げました。子ども医療費助成につきましては、国の動きがいろいろある中で、中長期的な課題として引き続き検討していくこととしたいと思っております。

二番目、特定健診、長寿健診等健診事業でございますが、他の検診との整合を図りながら、適正な利用者負担の導入を検討することとしております。

区民農園につきまして同様、利用者負担のあり方を検討するというようにしております。

小・中学生姉妹都市交流につきましては、参加者の自己負担のあり方を検討課題としたいと思っております。

新BOP学童クラブでございますが、利用者負担について、中長期的な課題として

検討していきたいということで思っております。

それから六点目、高齢者はり・灸・マッサージサービス及びふじみ荘のマッサージサービスでございますが、類似の民間サービスを参考に、利用者負担等のあり方を検討してまいりたいと思っております。

それからその下、外郭団体の見直しにつきましては三点挙げておりまして、中心となるものは外郭団体の役割を見直す。その上で区の支援のあり方を補助金等を含めて検討する、並びに区から委託している事業等の精査を図り、民間との競合が可能なものはあるかという観点での見直しをしていきたいということでございます。

それからその下、税外収入の確保につきましては六項目挙げてございまして、従前、常任委員会で、当委員会でもご説明申し上げましたが、現在、これらについて検討をしている指針がございまして、それを十二月を目途にお示しした上で、具体的な税外収入の確保策を検討、具体化していきたいと考えております。

最後に、施設整備についてでございますが、四点ございます。上の三点につきましては前年度からの繰り延べ分、四点目につきましては、外国人登録の法制度改正に伴いましての対応として、経堂出張所の増築を今検討しているところでございます。いずれも公共施設整備方針や財政計画との整合を図りながら検討してまいりたいというところでございます。

以上が重点調整事業として、政策経営部から庁内各部にお示しした内容でございますが、先ほども申しましたが、これらについては現在検討中、これから政策経営部と庁内各部で協議してまいりたいという項目でございまして、つけ加えて申し上げれば、これ以外の全事業につきましては、現在、各部が点検作業をしているところで、それらすべてを含めた点検結果を二十三年度の予算になるべく反映させられるものは反映させたい。加えて、来年度以降の中長期的課題として整理した上で、来年度以降、持続可能な基盤整備という観点から検討を進めていきたいと考えております。

恐れ入りますが、別紙2のほうにお戻りいただきたいのですが、2、これらの取り組みについての確認期間といたしまして、本日、二十九日から十二月上旬までの間で、各部で検討、調整するということをございまして、これで整理したものを二月七日、八日の常任委員会で取り組みとして整理して公表することを最終の目標として取り組んでいくということをございます。

恐れ入りますが、裏面をごらんいただきまして、3実施計画・行政経営改革計画等につきましては、例年どおり、十二月から推進状況の整理に入りまして、あわせて来年二月に予算案とともにお示ししたいというふうに考えております。

4スケジュールでございしますが、十九日の部長会時点での資料でございしますので、過去の部分も載ってございしますが、要約して申し上げますと、十二月十五・十六日の五常任委員会で今申し上げた点検結果を整理しまして、原案として常任委員会にお示ししたいと考えております。そこでさまざまなご意見をいただいた上で、一月に予算案とともに、政策会議で「政策点検に基づく今後の取組み」ということで集約し、二月七日・八日の常任委員会で正式にご説明申し上げるという段取りでございします。

なお、その際のお示しするに当たりましては、こちらの具体的な千五十数個の予算事業に加えまして、区の主要なテーマ、今後の検討課題、例えば区立幼稚園のあり方等、予算事業には見えてこないそういったテーマにつきましても、地方分権も含めて整理させていただいた上で、今後の取組み方針としてお示しする予定でございします。

説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆田中 委員 今重点的に調整を行う事業というものが出されたんですけども、重点だから、これを中心として、でも、これだけではなくて、全事業を再点検というか見直しを図って、結局、目的というのは、今フレームとして出されてきた中で百四十七億円の財源不足という数字が明らかになったわけですよ。だから、それを補う、

それを収支を合わせられるようにする、そういう目的でこれが上がってきているという考えでよろしいのでしょうか。

◎小田桐 政策企画課長 今回行う政策点検の目的は、持続可能な財政基盤を確立するということが第一目的でございます。その結果として、二十三年度予算編成に反映させるものと二十四年度以降引き続いて検討していく課題というふうに分けているところでございまして、第一義的な目的ということであれば今申し上げた内容で、その結果として、二十三年度予算編成においては、極力基金等の繰り入れ等を抑制した上での予算編成ができることが非常に望ましいというふうに、政策企画課としては考えております。

◆桜井 委員 この大きな表の一つだけ聞きたいんですけれども、これを見ますと、すごく具体的なところでは外郭団体と区の関係の見直しで、ここだけが「平成二十三年度から順次実施する」と書いてあるんですね。これは具体的に何を言っているのかというのをもうちょっと教えてほしいんですけれども、「競争可能な民間事業者が存在しており、事業委託先として外郭団体を選択すべきか、検証が必要である」ということで、二十三年度から実施するんだけれども、一体どの外郭団体の何の事業の委託を見直すと考えているんですか、教えてください。

◎小田桐 政策企画課長 外郭団体が現在行っている事業の中で民間事業者との競争が考えられるもので、加えて、そういう状況にはありながら、外郭団体が民間と競争する中でもそれをやっていく意味があるものの見直しを図るとというのがこの項目でございまして、具体的な団体でどういった事業があるかというのは現在検討中でございますので、特に今申し上げる項目としてはございません。

◆桜井 委員 これは文章を読むと、「二十三年度から順次実施する」と書いてあるのに、それが今はまだ決まっていないという返事なんですか、教えてください。

◎小田桐 政策企画課長 これまでも民間企業が参入している事業につきましては、指定管理者も公募の中に手を挙げたり、具体的なものはございました。それらと同じように、今後そういった形にできる管理委託のものがあるかどうかというのを外郭団体と見直しているところもありますが、外郭団体等も含めての指定管理その他の委託事業をやっている所管課のほうにも検討いただかなければいけないところがありまして、どういった部分がそのような競合関係でいけるのか、もしくは公募を特定していくのか、その辺を考えているところでございます。それが二十三年度からというのは、先ほど申しましたように、できるものは来年からできるだろうというようなところは早目にやっていくという意味でございます。

◆桜井 委員 そうすると、これは具体的に指定管理者の委託を、世田谷でいえばサービス公社をやめさせて、民間にしていこうかというようなことがリアルに出てくるんですか、これはそういうことですか。

◎小田桐 政策企画課長 今後の検討次第では、そういった可能性もあろうかと思えます。

◆すがや 委員 こっちの、財政課長からご説明いただいたほうなんですけれども、去年からずっと見直しを行ってきている中で、優先度の低いものを見直していくというようなことで、見直し項目を各部から上げてもらうというふうな考え方があるじゃないですか。その優先度が低いというのは、区の事業として実施するには優先度が低いということですよ。というのは、去年上げてもらって、またことしも上がってくるということが可能なのかなと思うんですけれども、それはどのようにお考えなんですか。

◎岩本 財政課長 施策の優先順位という大きな順位づけはあるかと思いますが、むしろ、今回取組み方針でお示ししたところは安全安心の観点から、これだけの財政状

況が厳しい状況になりますと、例えば道路、公園の改修、新設につきまして、例えば公園の新設につきまして用地が確保してあり、早目に開設したいけれども、相対的に見て、社会保障費等の取り合いの中で開設をおくらせざるを得ないといったような判断、どちらかというと、財政的なやりくりの中での優先順位という部分もあります。ですので、大きな意味で政策点検というのは、施策の大きな流れの中での優先順位という判断があるかと思いますが、それと、あと具体的にいつ着工するかとか、何カ所工事をするかとか、そういった中での優先順位という部分があると思います。

今回、ここで改めて出したのは、例えば十カ所やりたいというご要求をいただいたときに、その中での優先順位をつけてくれといったようなことも、改めて問いかけたといった面が多いと思っています。

◆すがや 委員 そうすると、ちょっと細かい話になってしまうかもしれないんですけども、この取組み方針の(3)の「各種団体補助等の補助金について」というところでも、やっぱり同じように必要性、有効性、優先度の観点から見直しをするというように、見直しと経費の縮減ということが書かれているんですけども、道路工事とかだと安全安心という観点があると思うんですが、団体さんの補助金とかだと、どういう観点で見直しができるのかなというのを教えてください。

◎小田桐 政策企画課長 こちらの記載にございます各種団体補助等の補助金についての一番大きなものとしては外郭団体の補助金があるかと思うんですが、その中で必要性、有効性、優先度、そういったものを考えるという観点もございます。ただ、外郭団体だけを独立させて全体の一覧表の中にお示ししているんですけども、そういった観点からいきますと、まず外郭団体についていえば、その団体が担う必要があるかどうかという事業の見直し、それが今現在、外郭団体と共同してやっていく区のやり方が非常に有効であるのかどうか。その優先度ということであれば、内容として、税金その他を投入した上で、今行政が関与して取り組まなければいけないか、

その辺のチェックが外郭団体の中ではできるというふうに思います。

それ以外の団体についての補助金もございしますが、それも含めて同様に税金を使った区からの公費を支援として行う上で、その事業は必要性があるものか、有効性があるのか。この場合は、事業自体の必要性もあれば、それを区として支援する必要性もあるかという観点もありますので、それらを含めての検証を行った上で、二十三年度予算、もしくは二十四年度以降の課題として整理するということになろうと思います。

○宍戸 委員長 次に、(2)その他ですが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、これで報告事項を終わります。

○宍戸 委員長 次に、3 請願の継続審査についてお諮りいたします。

平一九・九号「南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める陳情」外九件を閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○宍戸 委員長 次に、4 閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

1. 区政の総合的企画及び調整について
2. 行財政運営について

とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○宍戸 委員長 次に、5 協議事項に入ります。

次回委員会の開催についてですが、年間予定であります十二月十五日水曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、次回委員会は十二月十五日水曜日午前十時から開催することと決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○宍戸 委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ないようですので、以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午前十一時四十五分散会

署名

企画総務常任委員会

委員長

